

第1章 予期せぬ困難を乗り越えるためにキャリア教育で何ができるか

1. キャリア形成における予期せぬ困難

高等学校卒業後のキャリア形成の途上には、様々なリスクが潜んでいる。例えば、2012年度新卒者のうち、過去3年以内に離職した高卒者は40.0%、大卒者は32.3%に達する^(注1)。また2014年の調査によると、大卒者が初めて就職した会社を辞めた理由の上位3位は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」(22.2%)、「人間関係がよくなかった」(19.6%)、「仕事が自分に合わない」(18.8%)といずれも消極的であり^(注2)、大半が予期せぬ離職であった可能性が高い。高等学校卒業後に就職した高校生においても、同様あるいはそれ以上に厳しい状況であると推察される。働き続けることができないブラック企業、あるいは学業中断につながりかねない大学生のブラックバイトも大きな社会問題となっている。「ブラック企業」について、新聞社のデータベース^(注3)で検索してみると、関連記事は2012年に22件だったものが、2013年度に237件、2014年に279件と急増していることから、そのことが伺える。

このような現状において、卒業後に待ち受けている予期せぬ困難に対処するための方法を、キャリア教育を通じて学習することは極めて重要な意義をもっている。特に、生活基盤を脅かしかねないような深刻な事態については、当事者個人の力だけで乗り切ることが容易でなく、専門的支援を提供できる公的機関を含めて、他者に相談することが問題解決につながることも少なくないであろう。

しかし、「総合的実態調査」の「高等学校・卒業者調査」において、「学んだり働いたりすることが困難な問題が起こったときの対応」(問8)を尋ねたところ、「公的機関を知っているので活用する」者の割合は1割強にとどまる。一方で、1割弱の卒業生が「1人で問題を解決しようとする」あるいは「解決のための方法を知らない」と回答している。また、「困難な問題が起こったときに相談できる学校から情報提供を受けた機関」(問9)を尋ねたところ、「上記の機関に関する情報提供はなかった」という回答が16.8%、「上記の機関に関する情報提供の有無について覚えていない」という回答は45.8%で、両者を併せると62.6%にも達する。

以下では、これら二つの質問項目(問8と問9)を取り上げて分析を行うことで、予期せぬ困難を乗り越えるためのキャリア教育の必要性と可能性を検討したい。

2. 「困難な問題が起こったときの対応」に関する分析

第1に、「相談機関の情報提供を受けていないか覚えていない者」と「それ以外」とを比較をした(図1)。前者は後者に比べて、「解決方法を知らない」者の割合が1.6ポイント高く、「1人で問題解決しようとする」者の割合が3.4ポイント高く、逆に「公的機関を活用する」者の割合は10.4ポイントも低い。

第2に、キャリア教育において「就職後の離職・失業など、将来起こりえる人生上の諸リスクへの対応に関する学習」に「取り組んでいない」「役立たなかった」「役立った」と回答した卒業生間で比較した(図2)。諸リスクに関する学習に「取り組んでいない」者は、「役立った」と回答した者に比べて、「解決方法を知らない」者の割合が0.7ポイント高く、「1人で問題解決しようとする」者の割合が3.0ポイント高く、逆に「公的機関を活用す

る」者の割合は 7.6 ポイント低い。また、「役立たなかった」と回答した者は、「役立った」と回答した者に比べて、「解決方法を知らない」者の割合が 1.1 ポイント高く、「1人で問題解決しようとする」者の割合が 3.0 ポイント高く、逆に「公的機関を活用する」者の割合は 7.2 ポイント低い。

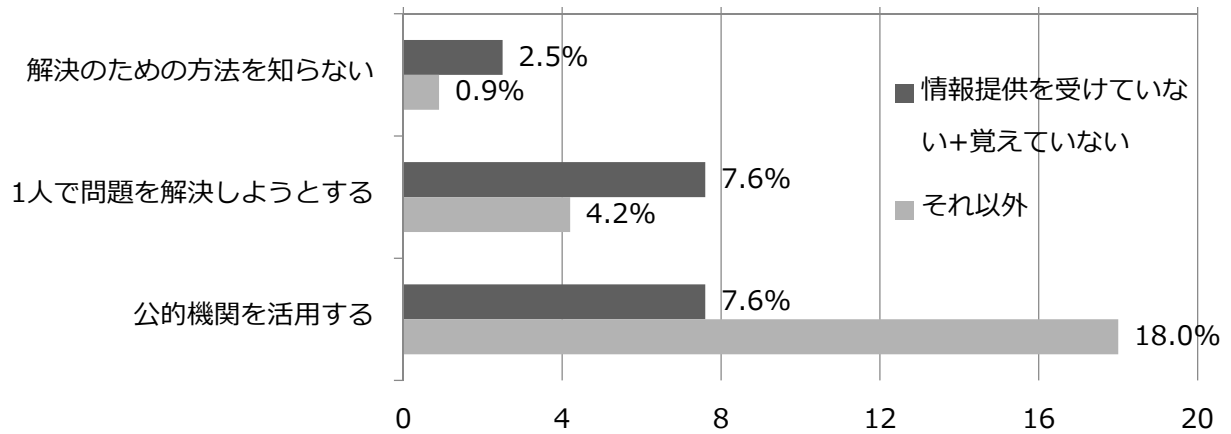


図 1 情報提供を受けていないか覚えていない者とそれ以外の者の「困難への対応」

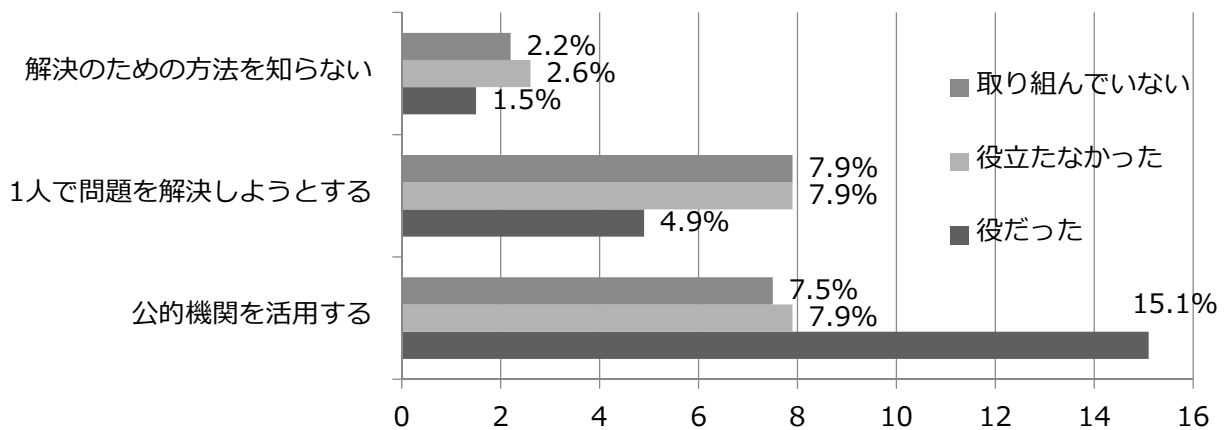


図 2 諸リスクへの対応についての学習状況にみる「困難への対応」

以上のことから、相談機関の情報提供を受けていない、あるいは受けたかどうかを覚えていない卒業生は、学んだり働いたりすることが困難になった際に、公的機関を活用しようとする者が少なく、解決方法がわからなかったり、一人で問題を解決しようとしたりする者が多い傾向にあることが明らかになった。また、人生上の諸リスクへの対応に関する学習に取り組んでいない、あるいは取り組んでも役立たなかったと感じている卒業生も、同様の傾向にある。しかし、「総合的実態調査」によると、「人生上の諸リスクへの対応」について、取り組んでいる担任はわずか 30.1%であり、学習機会のない学校は 49.3%、学習に取り組んでいない高校生は 34.8%、取り組まなかった卒業生は 42.4%にもなる。

3. 「学校から情報提供を受けた機関」に関する分析

第 1 に、「学校から情報提供を受けた機関」について「なし」あるいは「覚えていない」と回答した者について、「困難が起こったときの対応」の回答間で比較した（図 3）。情報

提供を受けていないか覚えていない者の割合は、「解決方法を知らない」者で 81.8%、「1人で問題を解決しようとする」者で 75.0%であるが、「公的機関を活用する」者は 41.2%で過半数を下回っている。

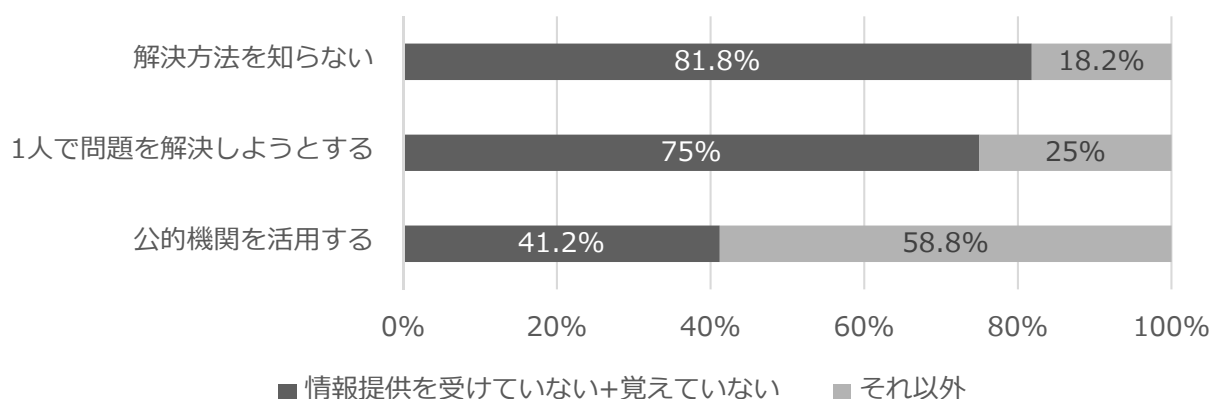


図3 困難への対応別にみる「情報提供の有無」

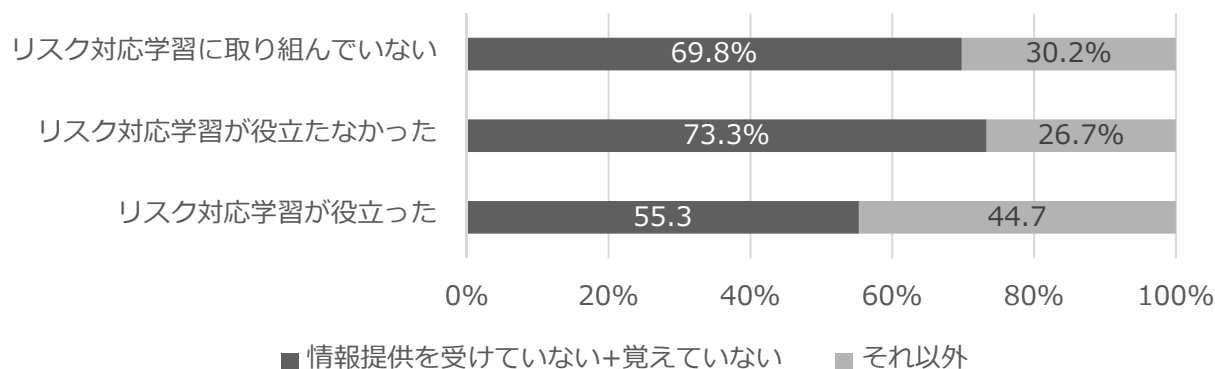


図4 諸リスクへの対応についての学習状況にみる「情報提供の有無」

第2に、キャリア教育において「就職後の離職・失業など、将来起こりえる人生上の諸リスクへの対応に関する学習」に「取り組んでいない」「役立たなかった」「役立った」と回答した卒業生間で比較した(図4)。情報提供を受けていないか覚えていない者の割合は、「取り組んでいない」者で 69.8%、「役立たなかった」と回答した者で 73.3%であるが、「役立った」と回答した者は 55.3%にとどまる。

以上のことから、学んだり働いたりすることが困難になった際に、解決方法がわからなかったり、一人で問題を解決しようとしたりする卒業生には、相談機関の情報提供を受けていない、あるいは受けたかどうかを覚えていない者が多い傾向にあることが明らかになった。また、人生上の諸リスクへの対応に関する学習に取り組んでいなかったり、取り組んでいても役立たなかったと感じたりしていた卒業生も、同様の傾向にある。

4. 分析結果から示唆される課題と可能性

以上の分析の結果、高等学校の教育課程で、「人生上の諸リスクに遭遇したときの対処法」に関する教育を充実させ、特に「学校や職場などで学んだり働いたりすることが困難な問題が起こったときに相談できる機関」について、積極的に情報提供することの重要性が確

認された。これらの取組は、問題を解決するために「公的機関を活用する」卒業生を増加させ、「1人で問題を解決しようとする」「解決のための方法を知らない」卒業生を減少させることに寄与する可能性が高い。

「諸リスクへの対処法」に関する教育の内容については、既に様々な提案がなされているが、以下に一例を示したい。

- ・労働の実態（労働条件、労働環境、労働疎外、メンタルヘルスなど）
- ・職業の実態（産業構造、職種、就職活動、求人票の見方、ブラック企業対策など）
- ・労働者の権利（労働基本権、労働者保護法制、労働組合など）
- ・セーフティネット（社会保険、雇用保険、労働保険、生活保護、奨学金など）
- ・困ったときの相談窓口

また、公的な相談機関としては、次のようなものが挙げられる。

- ・労働組合（誰でも、いつでも、一人でも入れる「ユニオン」もある）
- ・総合労働相談コーナー（労働条件・いじめ・採用などの相談など）
- ・労政事務所（労働相談や労働教育講座など）
- ・労働基準監督署（事業所に対する監督、労働者災害補償保険の給付など）
- ・ハローワーク、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション（就業支援など）
- ・雇用均等室（男女の均等な機会及び待遇の確保対策など）
- ・高齢・障害・求職者雇用支援機構（職業能力開発など）
- ・勤労青少年ホーム（働く青少年の余暇活動の支援など）
- ・日本司法支援センター（法テラス）（法律相談）
- ・各大学・専門学校等のキャリアセンター（在学生に対するキャリア支援）

相談機関に関する情報提供を含む、予期せぬ困難を乗り越えるためのキャリア教育は、教育課程内においては公民科の「現代社会」と「政治・経済」及び特別活動の「ホームルーム活動」などの時間において、実践の余地がある。下記に、学習指導要領及びその解説において関連すると思われる箇所を抜粋・引用しておきたい（傍線部は加筆）。

ただし、「総合的実態調査」で「相談機関の情報提供を受けた」（問9）と回答した卒業生の8.4%が「相談や支援に関する公的な機関の存在は知っているが、活用の仕方がわからない」（問8）と回答していることを考慮すると、相談機関の名称などを周知するだけでは不十分な可能性がある。実際のキャリア形成に役立つ取組にするためには、具体例などを挙げながら、多様な文脈における公的機関の活用方法を理解させることが有効ではないだろうか。

①現代社会

【学習指導要領】

(2)エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

…また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

【学習指導要領解説】

「雇用、労働問題」については、近年の雇用や労働問題の動向を、経済社会の変化や国民の勤労権の確保の観点から理解を深めさせる。その際、終身雇用制や年功序列制などの制度の変化、非正規社員の増加、中高年雇用や外国人労働者にかかわる問題、労働保護立法の動向、労働組合の役割、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などと関連させながら、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の向上の観点から考えさせることが大切である。

②政治・経済

【学習指導要領】

(3)ア 現代日本の政治や経済の諸課題

少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。

【学習指導要領解説】

「雇用と労働を巡る問題」については、少子高齢化や産業構造の変化、規制緩和の進展などにより就業形態が多様化し労働市場が大きく変化していることなどを、日本の労使関係の特色、勤労の権利と義務、労働基本権の保障、労働条件の改善、労働組合の役割などに触れながら理解させる。

③ホームルーム活動

【学習指導要領解説】

(3) 学業と進路

…また、生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、それぞれの深い結びつきを理解していくことが必要である。

エ 進路適性の理解と進路情報の活用

…また、産業・経済の動向に関する情報、職業や職業生活の実情に関する情報など、進路の選択決定に必要な情報を収集、活用する…

オ 望ましい勤労観・職業観の確立

…生徒が、様々な社会的役割や職業及び職業生活について理解するとともに…

※刊行時、最新のものを掲載している。

(注1) 厚生労働省 2015『新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移』。

(注2) 厚生労働省 2014『平成25年若年者雇用実態調査の概況』。

(注3) 朝日新聞社データベース『聞蔵』調べ。